

『京丹後市まちづくり計画（骨子案）』

《京丹後市都市計画マスタープラン》

についてご意見をお寄せください。

《意見募集》

京丹後市では、合併後の市全体の土地の利用のあり方や、都市基盤づくり、生活環境整備の方針を明らかにするため、「京丹後市まちづくり計画（京丹後市都市計画マスタープラン）」の骨子案を取りまとめました。よりよい計画とするため、みなさまのご意見やご提言をお寄せいただきますよう、よろしくお願いいたします。

京丹後市建設部都市計画・建築住宅課

TEL 0772-69-0530 / FAX 0772-72-5421

☆意見をお寄せいただく方法はこの資料の末尾をご覧ください。

これまでの取り組み

平成 17 年度から、「市民アンケート」、「『地域別まちづくり広場』」、「市民まちづくり懇談会」などを通じて多くの市民のみなさんの参画により、計画づくりに取り組んできました。

平成 17 年度

《策定作業スタート》

- 市民アンケート調査実施
- 『まちづくり広場』の開催
 - ・まちのよいところ探し
 - ・まちづくり資源マップづくり
- まちづくり課題のとりまとめ

平成 18 年度

《計画方針づくり》

- 『まちづくり広場』の開催
 - ・おもてなしプログラムの作成
 - ・まちづくりウォーキング
- 『市民まちづくり懇談会』の発足
 - ・まちづくり計画骨子案の検討

平成 19 年度

《計画とりまとめ》

- 市民まちづくり懇談会による検討
 - ・まちづくり計画骨子案のとりまとめ

《意見募集》

《計画の策定》

『まちづくり広場』の様子（旧 6 町それぞれで開催）



まち歩き



地区別マップのまとめ



ワークショップ風景

『市民まちづくり懇談会』の様子



『京丹後市まちづくり計画』とは

『京丹後市まちづくり計画』とは

京丹後市全体に関する土地の利用や生活環境に関する方向性を明らかにするとともに、これからの京丹後市の『まちづくり』の方針を取りまとめたものです。

「京丹後市まちづくり計画」では、市全体の現況や課題を整理するとともに、市民アンケートや「まちづくり懇談会」を通じて市民の参画を得ながら、将来都市構造を明らかにし、その将来都市構造に基づいた交通、土地利用、自然・景観、都市拠点、生活環境に関するまちづくりの方針を定めています。

さらに、まちづくりの方針では、これからの京丹後市の都市計画の考え方も整理しており、「京丹後市まちづくり計画」は「京丹後市都市計画マスタープラン」としての役割も果たしています。

都市計画マスタープランとは、都市計画に関する課題を明らかにし、都市計画による整備の方針を総合的に定めたものです。

京丹後市まちづくり計画のイメージ



『都市計画』とは

『都市計画』とは

住みよい調和のとれたまちをつくるために、まちづくりや建築のルール、まちの基盤となる施設などをあらかじめ計画的に定めるなど、秩序あるまちづくりのための仕組みです。

まちは、建物の集まる市街地と、農地や山林などの自然的な地域から構成されています。市街地では、勝手気ままに建築や開発が行われると、住宅地に好ましくない建物が建ったり、日当たりがさえぎられたり、道路がごちゃごちゃしてしまいます。また、優れた自然環境がむやみに壊されることも困ります。

そのため、土地の使い方や建物の建て方、開発する場合の道路のとり方や自然環境の保全などに関する共通のルールをあらかじめ定めておくことで、調和とゆとりあるまちづくりが可能となります。

また、まちの快適な生活を支えるためには、道路や公園、下水道などまちの骨格となる公共施設が欠かせません。将来人口や市街地の広がり、人・物の流れ、周辺市町との関係などを考慮して、こうした施設をあらかじめ計画的に定め、整備していくことで、住みよく、調和のとれたまちづくりが可能となります。

このように、まちづくりに必要な事柄を他の計画との相互関係を考えながら地方公共団体が定めるものが『都市計画』です。

京丹後市における都市計画の考え方

これまで寄せられたご質問などをもとに、基本的な考え方をご説明します。

Q：なぜ今、都市計画を検討するのですか？

A：京丹後市では、合併の際に、都市計画に関する事項として次の3点が合意されました。これを踏まえて、現在、都市計画の検討を進めています。

- ①都市計画区域：当面現行どおり（峰山町の全域および網野町の一部）とし、新市において、新たな都市計画区域の検討を行う。
- ②都市計画マスタープラン：新市に移行後、まちづくりの基礎となる都市計画の基本的な方針を定めるため、住民の意見を反映して、都市計画マスタープランを策定する。
- ③都市計画税：税率は一旦ゼロとし、新市において都市計画の見直しに併せて、改めて税率を設定する。

Q：「都市計画区域」とはどのようなものですか？

A：京丹後市では、土地利用の現況や開発状況、人口の動向などを勘案して、峰山、網野の旧都市計画区域に大宮を結ぶ一体的な都市計画区域の指定を検討しています。区域を指定することにより、区域内で行われる民間開発などを、都市計画法などの基準に則して適正に規制誘導します。また、必要な都市施設を都市計画決定し、計画的に整備します。

Q：「都市計画施設」とは？ また「都市計画事業」とはどのようなものですか？

A：都市の骨格となる街路や公園、下水道、処理施設などを「都市計画施設」として都市計画決定します。都市計画事業とは、これらの都市計画施設を建設する事業です。

Q：都市計画区域とそれ以外の区域との間に格差が生まれませんか？

A：公共投資は、今後も都市計画区域内外の区別なく、地域の特性や必要に応じてバランスよく進めます。公共投資の内容は、道路、学校や住宅、福祉施設、農業基盤整備など多岐にわたります。都市計画区域内においては、都市計画に定めた街路などの都市計画事業を行います。

Q：「都市計画税」とは、どのような税金ですか？

A：都市計画税は、地方税法に基づく税目で、都市計画区域内において都市計画事業を推進するために、市町村が都市計画区域内の土地および家屋に対して課税するものです。現在課税対象や税率などについて検討中です。なお、税率は「0.3%以下」と制限されています。

京丹後市まちづくり計画 (京丹後市都市計画マスタープラン) 骨子案の概要

1 京丹後市まちづくり計画(都市計画マスタープラン)とは

1 まちづくり計画の目的

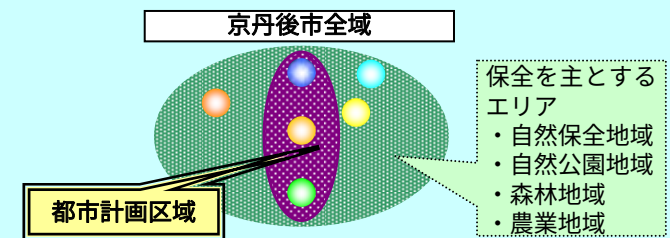
本計画では、将来の京丹後市の「まちづくりの方針」を明らかにします。

2 まちづくり計画の位置づけ

「総合計画」に基づき、土地利用や都市基盤に関する方針を明らかにし、まちづくりに必要なことから、各種関連計画と整合を図りながら定めます。

3 まちづくり計画の枠組み

市域全体の将来のまちの姿を示したうえで、規制と誘導で開発を容認する区域(=『都市計画区域』)と、保全を主として、貴重な自然や環境を保全しながら生活の利便性を図っていく区域に分けて方針を定めます。



2 まちづくりの取り組み姿勢

1 合併の効果を高める

6 町合併の効果を高めるため、地域相互の連携を強化し、生活利便性の向上やまちの活性化につながる骨格づくりを重視します。

2 京丹後の多彩な資源を活かす

美しい自然や歴史文化などの多彩な地域資源を市民共有の誇りとして地域活性化に活かし、来訪者にも魅力あるまちづくりを重視します。

3 豊かで安心な暮らしを実現する

人口の減少や高齢化が進むなか、豊かで、安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりを重視します。

3 まちづくりの課題

1 交通条件の改善

・広域的な交通条件の改善／市内各地域を相互に結ぶ交通条件の改善

2 地域経済の活性化

・地域資源を活かした産業振興／雇用の場の確保

3 自然環境の保全と開発の調和

・優れた自然環境の保全／開発と保全の調和

4 暮らしやすさの向上

・広域的な買い物利便性の向上／高齢化に対応した地域の生活拠点の維持／住みよさを高める生活基盤の整備

5 災害の防止

・震災への対応／台風・集中豪雨被害への対応／雪害

4 まちづくりの目標

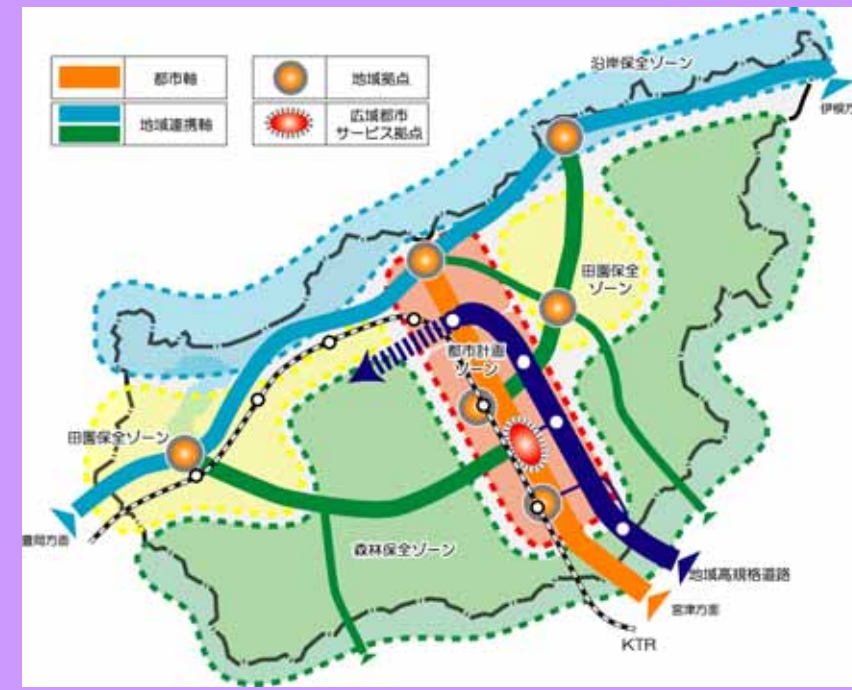
目標像

地域高規格道路を活かし **新・丹後王国** にふさわしい **交流創造都市** をめざす

人とまちを紡ぐ『みち』づくり
～地域高規格道路を活かした交通ネットワークの～

まちの魅力を高める『環境』づくり
～都市計画区域の設定による都市と自然の調和～

豊かで安心な『暮らしの場』づくり
～都市拠点の形成～



《軸の強化》

都市軸 (大宮～峰山～網野間)
市の南から海岸線へ連絡する南北道路軸沿道
・国道312、482号の機能強化、大宮～峰山～網野間の道路強化
・南北軸の連絡強化により、市街地間や多様な資源をネットワークし、暮らしの利便性を向上

地域連携軸

各地域拠点を連絡する道路沿道
・国道の機能強化
・国道を補完する主要地方道や市道の機能強化
・地域拠点相互の連携強化による各地域の活性化を促進
・周辺自治体との連携

《ゾーンの区分(開発と保全)》

都市計画ゾーン (いきいきにぎわいゾーン*)
既成市街地および市街化の進展する区域など
・自然環境と調和したバランスある市街地の計画的な誘導
・地域高規格道路による活力ある市街地の誘導

沿岸保全ゾーン (交流わくわくゾーン*)

国立公園・国定公園を中心とした区域
・海岸線や周辺の自然環境保全
・集落景観、道路沿道景観形成

田園保全ゾーン (やすらぎほのぼのゾーン*)
農業集落や農業振興地域を中心とした区域
・農地の保全と利用促進、里山の自然環境の保全、集落の住環境の保全

森林保全ゾーン (体験ふれあいゾーン*)
山林部の保安林などを中心とした区域
・森林の環境や生態系の保全
・林業振興を通じた森林空間の維持管理

《拠点の整備》

広域都市サービス拠点
国道312号と482号の交差点周辺の商業集積区域
・交通利便性を活かし、買回り品商業や文化、公共サービスなど、広域的な都市サービス機能の誘導

地域拠点

地域の暮らしを支えてきた旧町の中心市街地の区域
《共通機能》
・暮らしを支える地域商業、地域福祉、地域医療、義務教育などのサービス提供
《個別機能》
・峰山、大宮、網野、丹後、弥栄、久美浜それぞれの地域拠点について、特徴的な個別機能を設定

5 目標実現に向けたまちづくりの方針 (主な施策)

*印：総合計画のゾーン名称

1 交通

交流を高める交通ネットワークの強化

- ① 地域高規格道路の早期実現
◆ 地域高規格道路の整備促進
- ② 地域高規格道路整備にあわせた取り付け道路の整備
◆ IC 取り付け道路の整備
- ③ 地域間ネットワーク道路の強化
◆ 大宮～峰山～網野間の道路検討
◇ 国府道の狭隘区間のバイパス化促進
- ④ 市街地内の道路網の整備
◆ 都市計画道路体系の見直し
◇ 狭隘道路などの改良
- ⑤ 公共交通網の強化
◇ KTR やバスなどによる公共交通ネットワークの形成

2 土地利用

市域全体のバランスある土地利用の配置

- ① 新たな都市計画区域の設定
◆ 新たな都市計画区域の指定
- ② 計画的な土地利用の配置
◆ 用途地域の指定
◆ 地区計画の指定
◇ 農業振興地域農用地など優良農地の適切な保全
- ③ 民間開発における適切な環境水準の確保
◇ 「京丹後市開発などに関する条例」の充実
◇ 狭隘道路沿道の適切な建築更新の仕組みの検討

3 自然・景観

魅力的な環境や景観の保全・創造

- ① 自然環境・景観の保全
◇ 琴引浜、ブナ林などの貴重な自然環境の保全
◇ 自然景観の保全(看板や工作物などの景観規制・誘導)
- ② 魅力ある都市景観の形成
◇ 沿道景観形成指針の作成
◇ 京丹後市の「玄関口」景観の形成
◇ 統一的なサイン計画の検討
- ③ 特徴あるまち・集落景観の保全
◇ 京丹後市住民景観形成条例の運用
◆ 景観地区などの指定
◇ 集落景観などの特性に基づくデザイン指針の作成

4 都市拠点

暮らしと活力を支える拠点機能の強化

- ① 既存中心市街地の維持強化
◆ 商業機能の維持強化や良好な居住環境形成に向けた用途地域などの指定
◇ 小公園やイベント広場の整備
- ② 広域都市サービス拠点の形成
◆ 商業系用途地域の指定
- ③ 工業団地の整備充実
◇ 森本工業団地の整備
◆ 工業団地造成事業などによる新たな工業団地整備の検討
- ④ シビックゾーンの形成
◇ シビックゾーンの形成の検討

5 生活環境

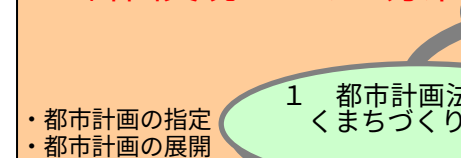
安全・安心で快適な生活環境の整備

- ① 上水道の整備
◇ 施設の統合整備など
- ② 下水道の整備と水環境の保全
◇ 公共下水道などの整備
- ③ 自然災害の防止
◇ 建築物の耐震性の促進
◇ 河川整備計画の確立と促進
- ④ 高速情報通信網の整備
◇ ブロードバンド網の整備
- ⑤ 公共空間のバリアフリー化
◇ 公共施設などのバリアフリー化
- ⑥ 都市公園などの整備
◆ 整備済み都市公園の維持管理
◆ 八丁浜シーサイドパークの整備推進
◆ 銚子山古墳の保存と活用
◇ 久美浜湾周辺、離島周辺などの環境整備
- ⑦ 住宅の供給
◇ 公営住宅の整備
- ⑧ ごみ処理施設などの整備
◆ ごみ処理・リサイクルプラザの検討
- ⑨ 火葬場の整備
◆ 火葬場の整備

6 地域別のまちづくりの方針

詳細は、次頁を御覧下さい。

7 計画実現のための方策



3 市・市民・事業者の協働によるまちづくりの推進

- ・まちづくりについて学び、情報を共有する
- ・一種にまちづくりを考える
- ・協働のまちづくりを推進する
- ・まちづくりのマナーを広げる

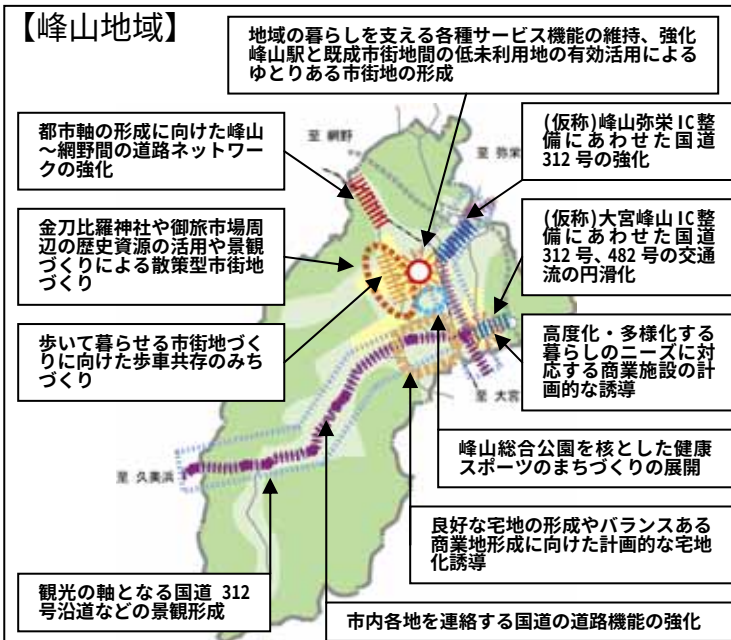
・都市計画の指定
・都市計画の展開

・都市計画事業以外の事業展開
・自然環境保全

◆印：都市計画として取り組む事項
◇印：都市計画以外として取り組む事項

6 地域別のまちづくりの方針

地域別のまちづくりの方針は、まちづくり広場で議論された内容をもとに、「まちづくりの目標」や「目標実現に向けたまちづくりの方針」を踏まえて、6地域のこれからのまちづくりの方向性について示したものです。



主なまちづくりの方針

◇商業集積の高い峰山地域への連絡性を高める交通ネットワークの強化

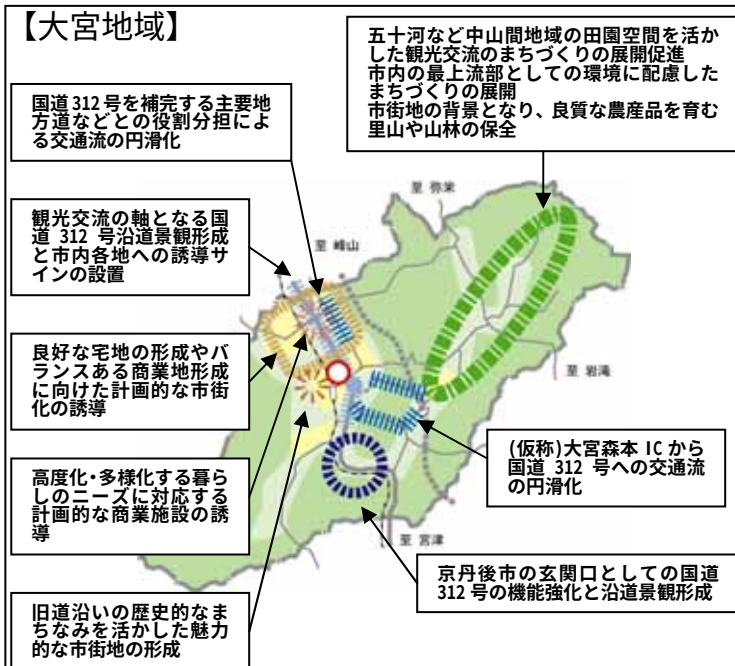
- ・市内各地を連絡する国道の道路機能の強化
- ・都市軸の形成に向けた峰山～網野間の道路ネットワークの強化

◇御旅市場周辺の歴史や文化を活かした魅力的なまちの形成

- ・金刀比羅神社や御旅市場周辺の歴史資源の活用や景観づくりによる散策型市街地づくり
- ・良好な宅地の形成やバランスある商業地形成に向けた計画的な市街化誘導

◇広域都市サービス拠点との連携・役割分担による魅力ある地域拠点の形成

- ・峰山駅と既成市街地間の低未利用地の有効活用によるゆとりある市街地の誘導
- ・多様化する暮らしのニーズに対応した商業施設などの計画的な誘導



主なまちづくりの方針

◇京丹後市の玄関口としての交通機能の強化と沿道景観の形成

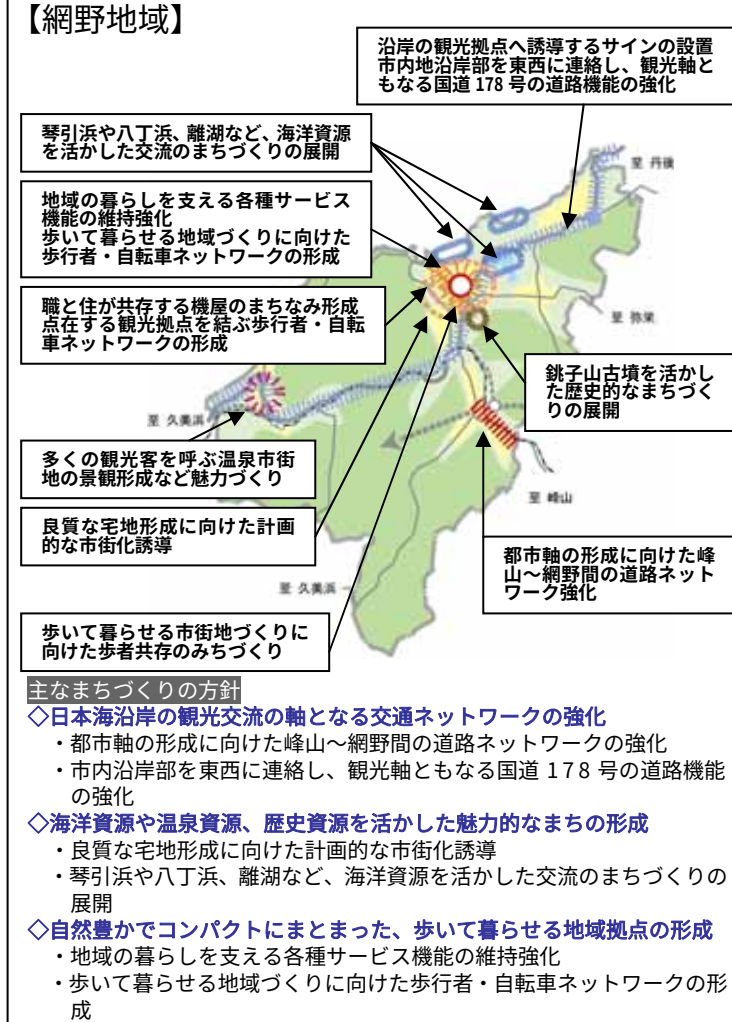
- ・京丹後市の玄関口としての国道 312 号の機能強化と沿道の景観誘導
- ・(仮称)大宮森本 IC から国道 312 号への交通流の円滑化

◇バランスある土地利用による住環境と営農環境の保全

- ・良好な宅地の形成やバランスある商業地形成に向けた計画的な市街化誘導
- ・五十河など中山間地域の田園空間を活かした観光交流のまちづくりの展開促進

◇国道バイパス周辺の商業集積との役割分担による地域拠点の形成

- ・京丹後市の玄関口として、市内各地の情報を提供する拠点の形成
- ・旧道沿いの歴史的なまちなみを活かした魅力的な市街地の形成



主なまちづくりの方針

◇日本海沿岸の観光交流の軸となる交通ネットワークの強化

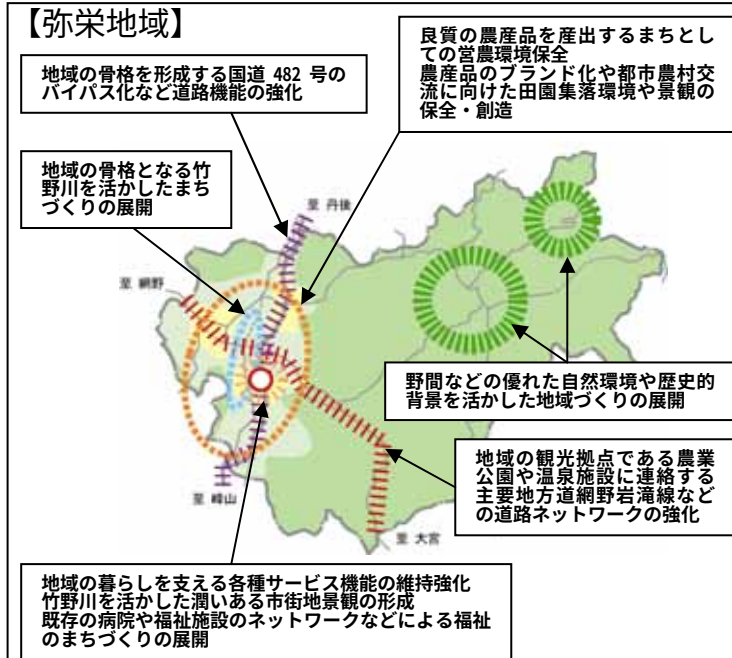
- ・都市軸の形成に向けた峰山～網野間の道路ネットワークの強化
- ・市内沿岸部を東西に連絡し、観光軸ともなる国道 178 号の道路機能の強化

◇海洋資源や温泉資源、歴史資源を活かした魅力的なまちの形成

- ・良質な宅地形成に向けた計画的な市街化誘導
- ・琴引浜や八丁浜、離湖など、海洋資源を活かした交流のまちづくりの展開

◇自然豊かでコンパクトにまとまった、歩いて暮らせる地域拠点の形成

- ・地域の暮らしを支える各種サービス機能の維持強化
- ・歩いて暮らせる地域づくりに向けた歩行者・自転車ネットワークの形成



主なまちづくりの方針

◇地域を結ぶ交流軸としての交通機能の強化

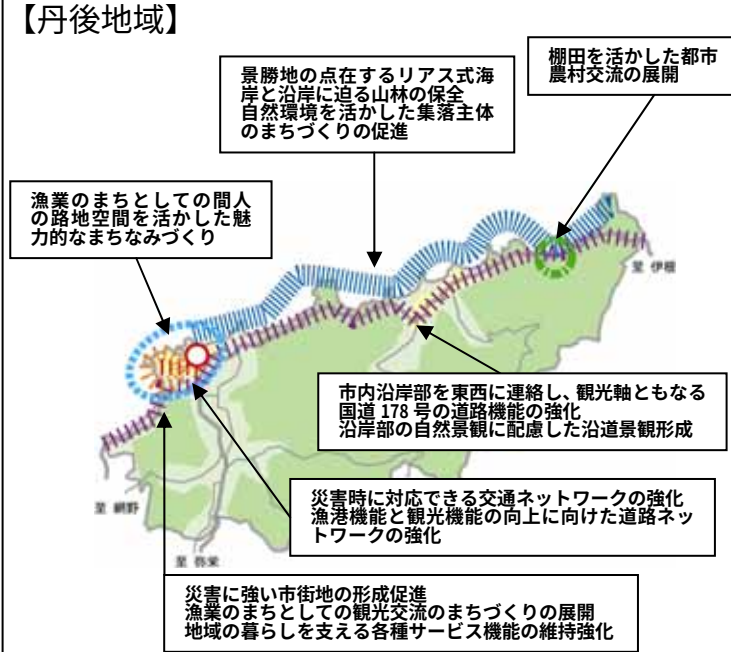
- ・地域の骨格を形成する国道 482 号のバイパス化など道路機能の強化
- ・地域の観光施設拠点である農業公園や温泉施設に連絡する主要地方道網野岩滝線などの道路ネットワークの強化

◇田園環境の保全による魅力的なまちの形成

- ・農産品のブランド化や都市農村交流に向けた田園集落環境や景観の保全・創造
- ・野間などの優れた自然環境や歴史的背景を活かした地域づくりの展開

◇農業の高度化などによる地域拠点の維持・強化

- ・地域の暮らしを支える各種サービス機能（市民局、病院、商店街など）を取り込んだ地域核の維持強化
- ・竹野川を活かした潤いある市街地環境の形成



主なまちづくりの方針

◇京丹後市の東の玄関口としての交通機能の強化

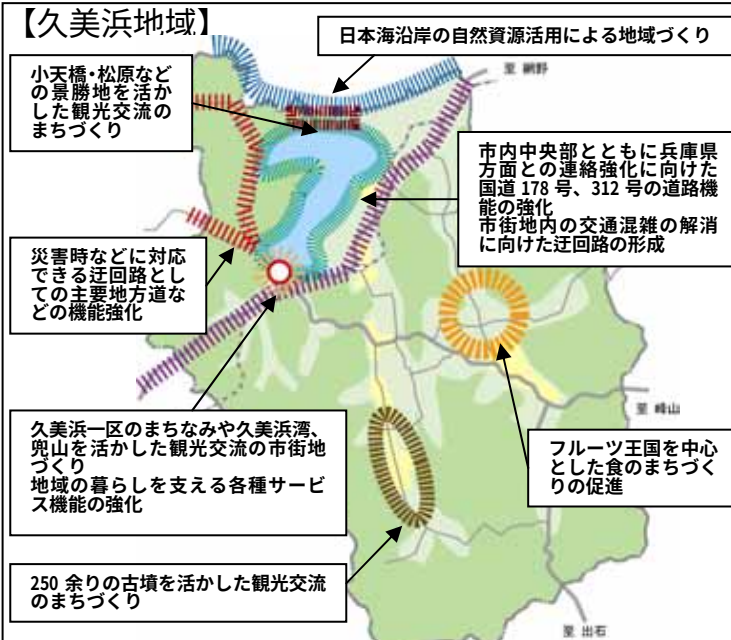
- ・市内沿岸部を東西に連絡し、観光軸ともなる国道 178 号の道路機能の強化
- ・災害時に対応できる交通ネットワークの強化

◇リアス式海岸による特徴的な景観などを活かした魅力的なまちの形成

- ・景勝地の点在するリアス式海岸と沿岸に迫る山林の保全
- ・漁業のまちとしての間人の路地空間を活かした魅力的なまちづくり

◇観光交流の活性化による地域拠点の維持・強化

- ・地域の暮らしを支える各種サービス機能（市民局、病院、商店街など）を取り込んだ地域核の維持・強化
- ・漁業のまちとしての観光交流のまちづくりの展開



主なまちづくりの方針

◇京丹後市の西の玄関口としての交通機能の強化

- ・市内中央部とともに、兵庫県方面との連絡強化に向けた国道 178 号、312 号の道路機能の強化
- ・久美浜湾周辺の各種資源の有効活用に向けた周遊ルートの形成

◇久美浜湾や、食と農、古墳群などの活用による魅力的なまちの形成

- ・小天桥・松原などの景勝地を活かした観光交流のまちづくり
- ・250 余りの古墳を活かした観光交流のまちづくり
- ・フルーツ王国を中心とした食のまちづくりの推進

◇観光交流による地域拠点の維持・強化

- ・地域の暮らしを支える各種サービス機能（市民局、病院、商店街など）を取り込んだ地域核の維持強化
- ・久美浜一区の歴史的なまちなみや久美浜湾、兜山を活かした観光交流の市街地づくり

《意見募集の要領》

(募集テーマ) 『京丹後市まちづくり計画（骨子案）』について

(応募資格) 京丹後市にお住まいの方、通勤・通学されている方など、まちづくりに関心をお持ちの方はどなたでも。

(募集期間) 平成19年8月24日（金）～平成19年9月21日（金）

(応募方法) ご意見を文書（書式自由）にして、住所、氏名、電話番号をご記入の上、郵送、ファックスまたは電子メールにてお寄せください。（なお、ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭によるご意見はご遠慮願います。）

(意見の扱い) お寄せいただいたご意見は、「京丹後市まちづくり計画」の取りまとめの参考とさせていただきます。また、ご意見に対する市の考え方を整理したうえで、ご意見の概要とあわせて市のホームページにて公表いたします。なお、個々のご意見に直接回答はいたしません。また、京丹後市情報公開条例に基づく「非公開情報」に該当する事項については、公表いたしません。

ご意見の 送り先

《送り先》 京丹後市建設部都市計画・建築住宅課

《住 所》 〒629-3102 京丹後市網野町網野 353 番地の1

《F A X》 0772-72-5421 《T E L》0772-69-0530

《e-mail》 toshi-kenchiku@city.kyotango.kyoto.jp

本編もご覧 ください

『京丹後市まちづくり計画（骨子案）』の本編は次の場所でご覧になれます

◇京丹後市ホームページ www.city.kyotango.kyoto.jp

◇各市民局の窓口および都市計画・建築住宅課窓口

今後の策定の予定

